

- 6月26日(土) 基地のない平和な沖縄・日本・アジアを! 6.26京都集会 14:00 円山音楽堂
- 7月4日(日) 京都総評幹事会 13:30 ルビノ京都堀川
- 7月10日(土) 働き方を見直す京都集会 13:30 ラポールホール

京都総評

京都地方労働組合総評議会：発行

第256号

発行所
 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
 京都地方労働組合総評議会（京都総評）
 電話 075 (801) 2308 FAX 075 (812) 4149
 E-mail sohyo@labor.or.jp URL http://www.labor.or.jp/sohyo/
 〈発行責任者〉 梶川 憲 〈編集責任者〉 吉岡 勝

京都労働相談センター
 電話 0120-378-060 E-mail scent@labor.or.jp

コロナ禍から 府民のいのち・暮らし・生業と雇用を守れ!

京都府政の転換は待ったなし

京都府への「コロナ署名」スタート

感染力を増した変異株の新型コロナウイルスによって、府民のいのち・暮らし・生業と雇用がさらに危うくなっています。非正規労働者・女性労働者・青年学生・中小零細事業者など多くの府民から、いのちと暮らしを守るための緊急の施策を求める声があがっています。

府民のいのちを守る京都府政をめざして、京都府に対する「コロナ署名」の取り組みがスタートしました。

「署名」で府政に大攻勢を

6月3日、「コロナ署名」スタートのつどい（主催・府市民総行動実行委員会）がオンラインで行われました。つどいでは、光永府会議員（日本共産党）が、京都府の現状を告発し、「いのち・暮らし・生業を守る大攻勢をかける時」だと強調しました。

暮らしと生業への直接支援を

長引くコロナの影響で、京都の中小企業・零細事業者の経営は大変厳しく、倒産・廃業

9月までの取り組みに全力を

「コロナ署名」は、京都府に対する①医療機関や保健所などの強化やワクチン接種を確保すること、②府独自の直接支援策の創設や生活困窮に直面する府民への支援など雇用や生業を守る施策の実

が増え、雇用も深刻になっていきます。このままでは、個々の経営だけでなく地域経済そのものが立ち行かなくなると、路頭に迷わせない、つぶさない対策が必要で、京都府独自の対策をただちに実行することが求められます。また、持続化給付金の再給付や雇用調整助成金特例措置などをコロナ収束まで延長するように国に強く求めるべきです。

京都府独自の対策を!

5/26 京都府へ緊急要請



緊急要請書を手渡す

「コロナ禍」からのいのちと暮らし・生業を守る府市民総行動実行委員会が、緊急事態宣言が延長される状況を踏まえて、京都府独自の戦略的・機動的な対策と緊急施策を求めて、京都府に緊急要請を行いました。

要請では、「コロナ収束への京都府の戦略と方針を明らかにし、実態と情報を公開すること」「補助金や助成金の支給を早急に完了すること」「生活困窮となっている府民に、必要な生活支援・支援を行うこと」などを強く求めました。

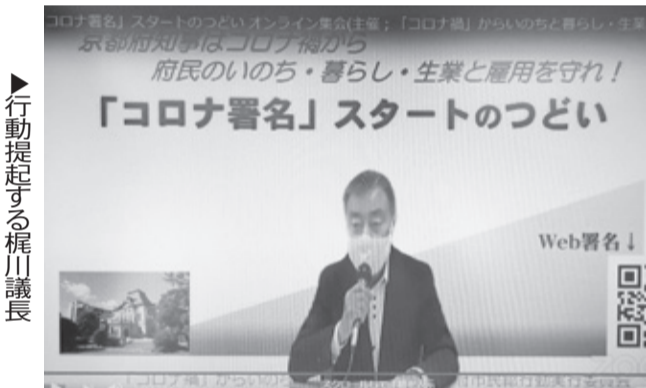


▲「コロナ署名」9月までの緊急署名です

京都府知事 西脇 隆雄 様
 コロナ禍から府民のいのち・暮らし・生業と雇用を守る緊急要請署名
 要請趣旨
 感染力を増した変異株の新型コロナウイルスにより、府民のいのち・暮らし・生業と雇用がさらに危うくなっています。非正規労働者や青年学生、中小事業者など多くの府民から、いのちと暮らしを守るための緊急の対策を求める声があがっています。また、「生業の復旧」などへの対策も必要です。府民の危機に際して、以下の点での対策の根本強化を緊急に求めます。

要請項目
 1 医療機関・保健所など公衆衛生の体制を強化すること。府の責任で、希望するすべての府民のワクチン接種を確保すること。医療機関と保健所に、必要となる十分な人員と設備を確保すること。必要となる十分な人員と設備を確保すること。必要となる十分な人員と設備を確保すること。必要となる十分な人員と設備を確保すること。

署名欄
 1 氏名
 2 住所
 3 電話番号
 4 署名の氏名
 5 署名の住所
 6 署名の電話番号



行動提起する梶川議長

青年部が「最賃生活体験」

今の最賃では暮らせない!

1500円へ引き上げを

最賃引き上げを訴えて（4月の最賃宣伝）

京都総評青年部が最賃生活体験に取り組みました。京都府職労青年部長の石堂拓人さんは、「体験して感じたことは、やはり『最低の生活』になってしまおうということですね。不測の事態には対応できません。例えば、病気が家電の買い替えなどがあれば、それだけで1ヶ月分飛びかねませ

京都総評青年部が最賃生活体験に取り組みました。京都府職労青年部長の石堂拓人さんは、「体験して感じたことは、やはり『最低の生活』になってしまおうということですね。不測の事態には対応できません。例えば、病気が家電の買い替えなどがあれば、それだけで1ヶ月分飛びかねませ

最賃引き上げへ、京都総評は京都府労働局宛の署名に取り組み、7月19日に労働局へ提出を予定しています。最賃1500円をめざして、取り組みを強めましょう。

TUBUYAKI

この稿が掲載される頃には緊急事態宣言が解除されていることと思うが、コロナ禍は収束せず医療体制は逼迫している。まわりでも「職場の〇〇さんが濃厚接触の可能性があり自宅待機だ」との話をよく聞く。かかっている人も連休中に発熱し、市販の風邪薬を服用し一旦は解熱したものの5月1日午後には39℃に。慌てて近くの発熱外来を探しても休日はやっていない。「きょうと新型コロナ医療相談センター」に電話をかけた指しを仰いだ。「近くの病院へ急患扱いで診療を願いたい」ということで、診察を受け、抗原検査、レントゲンを受けた。幸いにも陰性で事なきを得た。御承知のとおり、連休前後は患者数が多かった時期で、「相談センター」に一発で電話が繋がったのはかなり幸運だったようだ。忙しい中でも丁寧に対応してくださり、不安を取り除いてもらえた。最前線の医療従事者は本当にがんばっていらっしゃる。しかし、ワクチン接種をめぐっての伊根町への抗議電話集中など、心ない批判もある。医療労働者の心が折れないよう、早期の体制の強化が求められる。

(YT)

働き方改革関連法の施行と 非正規労働者の権利

毛利弁護士が講演

全労連近畿ブロック パート・臨時・派遣労働者連絡会交流集会(オンライン)

働き方改革関連法が2019年4月に施行され、月60時間超の残業の割増賃金率引き上げの中小企業への適用(2023年4月1日から適用)を除いて適用されています。

その中で「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が規定され、正規・非正規の格差是正への取り組みが重要になっています。全労連近畿ブロックの集会で毛利弁護士が行った講演の概要を紹介します。

新たな制度と労働組合の役割

働き方改革関連法で新たな制度が施行されています。職場での導入にあたっては労働組合が役割を發揮することが求められます。

高度プロフェッショナル制度の創設やフレックスタイム制の清算期間の延長など労働者にとって好ましくない制度は導入させないようにすることが大事です。

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が規定されました。非正規労働者に対して不合理な待遇差を設けることが禁止され、待遇差がある場合には、その内容や理由の説明義務が使用者に課せられました。使用者に説明義務が課されたことは重要なことです。待遇差がある場合は合理的な理由をきちんと言明するように求めましょう。そして、労働組合として、職場の非正規労働者の労働条件を把握し、不合理な格差是正へ取り組んでいくことが重要です。



オンラインで講演する毛利弁護士

非正規労働者の待遇改善へ

厚生労働省は具体的な公正な待遇の確保についてのガイドラインを作成しており、最低でもガイドラインをクリアさせること、ガイドラインの「目的」の文言(例えば、「雇

賃金だけでなく、手当や福利厚生なども対象に

基本給や賞与などの賃金部分はもちろんですが、通勤手当、特殊勤務手当、精進手当、食事手当などの諸手当、食堂や休憩室などの福利厚生施設の利用、慶弔休暇や健康診断に伴う勤務免除や勤務時間中の健康診断受診に係る給与の保障、などの福利厚生なども対象に、不合理な格差是正

へ取り組んでいくことが重要です。

この間、メトロコマース事件、長澤運輸事件、大阪医科大学事件、日本郵便事件など均等待遇を求める訴訟の最高裁の判決が出されていますが、判決はそれぞれの事案に沿った判断なので、最高裁が「適法」としているからとあきらめず、待遇改善を求めて運動を強めていきたいと思います。

“敷居の低い”ユニオンとして地域に根差して

東山・山科地域ユニオン



2019年メーデーにて

規雇用やギガワークやテレワークが広がっている中で、「地域ユニオン」に加入しよう！の声かけや呼びかけを担当地域にどのようにして労働者に届けようか熟慮中です。

東山・山科地域ユニオンは、京都市東山区と山科区の地域に根差して、東山区労・山科地区労とも連携し、それぞれの対外的な労働相談の中心を担っています。当初から「敷居の低い」地域ユニオンとして5人くらい発足して、最高で約50人まで組織拡大をしていきましたが、最近では組織が停滞気味です。また世話人(役員)やユニオン員(組合員)の高齢化や無職化などで労働組合としての存在意義が少し形骸化し始めています。コロナ禍で、非正規労働者の声を聞き取ることが難しくなっています。

地域ユニオンの活動 労働組合の姿を地域に

多くの裁判官もこの本をしっかりと読んで欲しいです。高齢者運動の面でも高齢者憲章の作成にかかわっておられます。特にこの本では、世界中で地震や津波などの自然災害のみならず、戦争、貧困、原発事故、温暖化、そして過疎・高齢化、さらには感染症対策や都市開発など様々な要因で人々が地域に住み続けられなくなっている状況をリアルに見ていき、「住み続ける権利」を新たな人権として提起されています。

各地でつづく食料支援の取り組み

「困っているのは見えにくい。だから見えにくいから手をのびよう」

書記長 星 琢磨

5月16日、食料支援プロジェクト第2弾を実施しました。第一弾からさらに広げよう、知らせようと会場周辺の全戸配布ビラ2000枚を配



地域の方がたくさん来られました

りきました。第一弾をほかにこえる物資の支援やカンパを寄せていただきました。開始1時間前から並び始める人、ひと、人…。注目されていることを実感します。それと同時に、本来であれば国

井協 第3回南丹市食料支援プロジェクト



多くの学生・青年が来られました

5月30日、AM10:00~12:00

民と市民のいのちと生活を保障するのは行政の役割ですが、「困ったときはお互いさま」の支援が求められていることも痛感しました。「ありがたいね」と対話になった来場者の方に「教職員の労働組合なんです」というと「え！学校の先生らがやったの?!」とびっくりされました。組合は地域に根ざし、共同を大切に、そんな姿が伝わる取り組みになっていけばいいなと思います。

00まで南丹市園部町小桜公民館において、3回目の食料支援プロジェクトを開催しました。74名の学生の皆さんに地元米、野菜、レトルト食品、日用品などを受け取ってもらい喜んでいただけました。

長引く新型コロナウイルスの影響で生活に困難を抱えている方は多く、55人の方々がアンケートに答えて下さり、切実な相談も寄せられました。ある学生は「ファミレスのアルバイトでシフト3時間と言われながら、店の都合で一方的に今日は1時間だよ」と言われてしまった。また、ある医療系大学看護科に通う学生は「病院実習の際、自費でPCR検査を受けるように」と言われたなど、苦しい実情を語ってくれました。

「住み続ける権利」貧困、震災をこえて

わたしのオス本

年金者組合京都府本部 執行委員長 山本 和夫



東日本大震災・津波の指導に当たってこられました。生存権裁判の勝利に向けて何が必要かも書かれています。

筆者は社会保障や福祉政策が専門で、厚生労働省ハンセン病問題検討会委員長や裁判官

書名:「住み続ける権利」貧困、震災をこえて
出版社:新日本出版社
著者名:井上英夫
定価:1,650円(税込)